

各 課 等 の 長 様

市 長 金 坂 昌 典
(公 印 省 略)

平成 2 9 年度当初予算について (通達)

平成 2 9 年度当初予算の要求にあたっては、下記に留意のうえ、関係事務を進められたく通知します。

記

1. 本市を取り巻く情勢

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されているが、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れや英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりに起因するデフレ再燃も懸念されている。

このような中、政府は、東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針(以下、「基本方針」) 2016」とともに、平成 2 8 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」などを着実に実行するとしている。

また、平成 2 8 年 8 月 2 日に閣議了解された「平成 2 9 年度予算の概算要求に当たっての基本方針について」では、手を緩めることなく、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとし、義務的経費は、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図るとともに、その他の経費については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算額の100分の90を乗じた範囲内での要求を指示する一方、「ニッポン一億総活躍プラン」等の成長戦略第2ステージの取組については、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けている。

今後、国の予算編成の動向によっては、制度の改正や事業の新設などがある場合、市予算編成にも大きな影響を及ぼすことから、各課等においては、積極的に、国・県等からの情報収集に努められたい。

2. 市の財政状況

本市の歳入については、今後の人口減少や少子高齢化の影響により、基幹財源である市税の減収は避けられない状況にある。また、地方交付税についても、国全体で総額が抑制される傾向にあり、本市財政にとって、極めて厳しい状況が続くものと想定される。

一方、歳出においては、扶助費の増加に加え、生活基盤整備や公共施設等の長寿命化対策などのために発行した市債の元金償還が本格化することによる公債費の増加など、財政の硬直化が一層進む中で、今後、津波避難施設の建設、子育て環境の改善、大網駅周辺の整備など、市民生活の安全確保や人口減少・少子化対策をはじめ、将来の市の発展に欠かせない重要な事業の推進に多額の財源を要することが見込まれている。

また、平成26年度以降、一般会計当初予算における基金繰入金が3か年連続で10億円を超え、過度に基金に頼る予算編成が続いており、基金の枯渇も危惧されるところとなっている。

このため、実効性ある行財政改革に取組み、全庁一丸となって歳入・歳出両面にわたり徹底した見直しを実施するとともに、持続可能な市政運営を確立し、「住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けて、今後も市の発展と市民生活の向上に必要な事業を実施していく必要がある。

3. 平成29年度予算要求に当たっての留意事項

このような状況を踏まえ、平成29年度当初予算の要求に当たっては、後期基本計画との整合性を図るとともに、すべての事務事業について、優先度や緊急性、費用対効果の検証、そして創意工夫の視点をもって、例外なくゼロベースで見直しを行ったうえで要求することを基本とする。

① 要求にあたっての前提とする事項

義務的経費を除く一般財源ベースでの10%削減

義務的経費※1（債務負担など義務的経費に準ずるものを含む）及び臨時的経費※2を除き、平成28年度当初予算における各事業一般財源充当額を基準に10%の削減（10%マイナスシーリング）に努めること。

※1 義務的経費：法令又は性質上支出が義務付けられているもの（人件費、公債費、扶助費等）

※2 臨時的経費：一時的、偶発的な行政需要に対応して支出される経費（単年度事業に要する経費など）

② 留意事項

(1) 後期基本計画との整合

平成28年度までの事業の進捗状況を把握し、後期基本計画を円滑に推進できるよう施策や事業について、事務事業評価を踏まえ、年次計画のローリング、財源、手法などについて十分な精査を行ったうえで要求すること。

(2) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規事業の要求にあたっては、既存事業の縮小、廃止、振替等を前提とした「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底することとし、安易な新規事業の追加は行わないこと。

特に、所期の目的が達成された事業、市民との協働や民間で対応が可能な事業、事業開始後長期間経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止や再構築を前提として、見直しを行うこと。

(3) 固定的経費必要性の検証

一般会計当初予算における基金繰入金が3か年連続で10億円を超えているなか、29年度は、市債の償還が約1億1千万円増加する見込みであり、財源不足はさらに深刻な状況になると見込まれる。

このため、毎年度予算が必要な固定的な経費であっても、前年踏襲という固定概念から脱却し、ゼロベースでその必要性を検証すること。

特に、扶助費については、事業手法や給付水準の見直し、検討を行ったうえで、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないように適正な制度運用を行うこと。

(4) 財源の確保

財源は自ら捻出するという視点に立ち、あらゆる可能性について検討し、新たな財源の発掘に努め、安易に一般財源に頼るのではなく、国県等の補助金等を積極的に活用するなど、事業に要する財源を確保する意識を強く持って要求すること。

また、継続事業であっても、新たな財源が確保できないか、改めて検討すること。

市税をはじめとする公的徴収金については、収納率の向上を図ることはもとより収入未済分の解消に向けた具体的な対策を講じること。

また、市有財産の売却や有償貸付などの有効活用や広告事業の拡充などに取り組み、新たな自主財源の確保に努めること。

さらに、事業に対する応分の受益者負担を検討するなど、特定財

源の確保にも努めること。

(5) 国・県の動向の把握

平成28年度事業については、国庫補助金が大幅に削減されたため市債の追加発行や一般財源負担が増加するなど、不測の事態が生じた。このことから、国・県の予算編成や補助制度の内容の把握に努めるとともに、新型交付金を含む最新情報の収集を的確に行い、予算額を下回ることをないように適正な額を見積もること。

また、補助事業であることを理由に安易に事業採択申請を行い、結果として多額の一般財源負担を生じさせることをないように留意すること。

さらに、補助事業の廃止や補助割合の変更等があった場合には、必ず、当該事業の廃止や縮減などの見直しを行うこと。

なお、新年度予算要求にあたっては、原則、現行の行財政制度に基づくこととし、予算編成過程において、新たな政策決定がなされたものや、国・県の予算案、制度改正等が判明したものについては、直ちに修正を行うこと。

(6) 議会等の要望・意見等の精査及び反映

市議会等からの要望や監査委員からの指摘事項等については、内容を十分検討し、必要な対策を講じること。

(7) 協働事業の推進

事業の実施手法において、市民やNPO法人等との分担・協働の実施可能性等について十分検討すること。

(8) 団体補助金の取り扱い

各種団体等への補助金については、「大網白里市補助金等交付基準」に基づき、公益性や効果、適格性などを再検証するとともに、補助金の使途の妥当性や3年ごとの見直しについても留意すること。

(9) 部署間調整

複数の部署が相互に連携する事業については、関係課等と十分な協議・調整を行い、類似の事業の統合やサービス水準の整合を図り、合理化や経費の縮減など、より一層の事業効果を発揮するよう、必要な見直しを加えること。

(10) 特別会計

特別会計及び公営企業会計については、独立採算の原則に基づき、経営的視点に立って、事業運営の一層の効率化による経費の抑制、収入の確保に努め、安易に一般会計からの繰り入れに依存することのないように努めること。

4. その他の留意点

(1) 各課による要求内容の自己査定の徹底

予算要求書の調製にあたっては、班単位での検討を十分行ったうえで、提出前には課長を含め、課内で内容精査を行うこと。

(2) 班長相当職の役割について

班長相当職の職員は、予算編成説明会で示した市の財政状況を十分に理解したうえで、班の予算編成作業を統括すること。

(3) 査定方式等

限られた財源を効率的に予算配分するため、引き続き一件査定方式とする。したがって、要求事項ごとに、積算根拠を明確にしたうえで要求すること。

なお、財政課長協議については、前年度と同様に1次協議を行った後に、2次協議を行うという2段階方式で行うこととする。